

『(仮称)まちづくり基本条例』に規定される内容(見込み)

住民自治の基本理念・基本原則

主権は住民

住民自治とは、その団体のしごとを・地域の住民が・自らの意思に基づき・自らの責任において処理していくことをいいます。

市民の権利・責務

まちづくりに参加する権利

まちづくり活動における発言と行動への責任

自治体の運営・活動に関する基本的な事項

市民参加型行政の運営

情報共有の推進

住民と行政によるまちづくりの仕組み

住民と行政による協働

協働とは、市民・市民公益活動団体・事業者・行政が、各々が持つ特性と活動を生かして、自主的な行動のもとによりきパートナーとして連携し、市民みんなで力を合わせてまちづくりに取り組むことです。

Q5 検討委員会やワーキンググループの会議は、傍聴できますか？

A5 検討委員会、ワーキンググループのどちらも公開とされていますので、傍聴することができます。また、開催日時は市のホームページをご覧ください。企画課へお問い合わせください。

Q6 『(仮称)まちづくり基本条例』は、いつまでにつくるのですか？

A6 検討委員会のスケジュールでは、平成16年の早い時期に市長に『(仮称)まちづくり基本条例』の提言書を提出することにしています。

Q7 『(仮称)まちづくり基本条例』に公募した市民以外の方の意見は、条例づくりに反映されることはないのですか？

A7 検討委員会の会議録などを市役所、市民会館、各支所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して公開します。また、備え付けの意見箱やファクス、手紙、メールなどで市民のみなさんご意見を聞き、条例づくりに反映していきます。



ご意見・お問い合わせは
企画課

☎ 85 1 1 2 2 FAX 85 1 1 0 8

Eメール:kikaku@city.noboribetsu.hokkaido.jp

市のホームページ:http://www.city.noboribetsu.hokkaido.jp

ワーキンググループ活動
ワーキンググループ…委員が4グループ(各10~11人)を構成し、役割を分担して条例の検討や学習活動を行うもの
開催数:延べ34回
会議の公開と市民への情報提供
・検討委員会とワーキンググループの会議について、ともに公開とする。
・議事録(第4回検討委員会)、検討委員会設置要綱などを市役所、市民会館、各支所に備え置くとともに、市のホームページに掲載する。
意見収集
意見箱、ファクス、メール、手紙など